

**3M** Science.  
Applied to Life.™



化学物質による労働災害防止のための  
新たな規制について

# 対策は万全ですか？

化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等が  
改正されました。

# 新たな化学物質規制 — 主な変更点 —

2022年5月31日付で労働安全衛生規則等を改正する省令が公布され、関連する告示が発出されました。それにより「特定の化学物質に対する個別具体的な規制」から「自律的な管理を基軸とする規制」へ移行していきます。国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾病を除く）は年間 450 件程度で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。この労働災害のうち、特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが約 8 割を占めています。これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度が導入されました。

## 1 リスクアセスメント対象物質の増加

労働安全衛生法に基づくラベル表示、SDS 等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質に、国による GHS 分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

2023.4 現在

2024.4/1 ~

順次追加後

674 物質

908 物質

約 2900 物質

(当面予定されているもの)

具体的な対象物質は厚生労働省のウェブサイトで確認できます  
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.htm>

## 2 ばく露低減措置に関する規制

リスクアセスメント対象物に関して、リスク低減措置を優先順位に沿って検討し、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられました。また、リスクアセスメント対象物のうち濃度基準値設定物質については、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下としなければなりません。

2023.4 現在

2024.4/1 ~

リスクアセスメント対象物について義務化  
(ばく露を最小限度にすること)  
リスクアセスメント対象物以外は努力義務  
(ばく露を最小限度にすること)

リスクアセスメント対象物のうち濃度基準  
値設定物質について、ばく露を濃度基準値  
以下にすることが義務化

### リスクアセスメントの手順

作業現場に存在する危険性、有害性の特定  
(リスクの見積もり)

リスク低減措置の  
検討

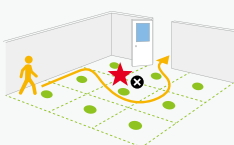
リスク低減措置の  
実施

労働者への  
通知

作業環境測定

個人ばく露測定

リスク低減措置の優先順位



★・・・有害物質の発生源



3M™ ガスモニター

3M™ ガスモニター (パッシブサンプラー) は襟元に装着するだけで有機ガスやアルデヒド類の個人ばく露測定、作業環境測定の個人サンプリング法 (C・D測定) に使用できます。

- 1 本質的対策  
(危険性や有害性のより低い物質への代替など)
- 2 工学的対策・衛生工学的対策  
(発散源の密閉、局所排気設置の設置など)
- 3 管理的対策  
(作業手順の改善等)
- 4 有効な個人用保護具の使用

### 3 皮膚等障害化学物質への直接接​​触の防止

皮膚や眼への健康障害を引き起こしうる化学物質の製造・取り扱い業務では、適切な個人用保護具を着用することが求められます。

保護めがね、ゴーグル



化学防護服



全面形面体



ヘッドギア



▶ 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質

2023.4 現在 努力義務

2024.4/1~ 義務

▶ 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外

2023.4 現在 努力義務

▶ 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの

着用不要

健康障害を起こすおそれの有無は SDS 等に記載されている有害性情報の項目を参照

### 4 化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任義務化

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供する事業場は化学物質管理者の選任が、そしてリスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場は保護具着用管理責任者の選任が、それぞれ義務となりました。

#### 2024.4/1~ 義務化

▶ 化学物質管理者

ラベル・SDS 等の作成の管理、リスクアセスメント実施、ばく露防止措置の実施等、化学物質の管理に関わるもので、リスクアセスメント対象物に対する対策を適切に進める上で不可欠な職務を管理する者

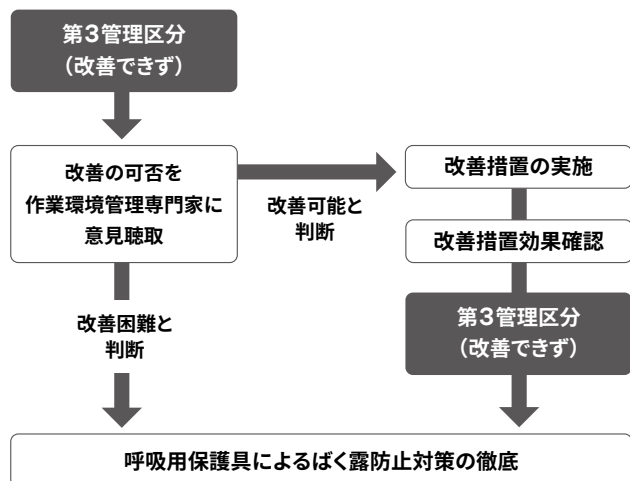
▶ 保護具着用管理責任者

有効な保護具の選択、労働者の保護具使用状況の管理、保護具の保守管理に関わる業務を行う者

### 5 第三管理区分事業場に対する措置強化

第三管理区分に区分された場合、作業所の作業環境の可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴き、作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その結果を確認するための濃​​度測定を行い結果を評価する。

#### 2024.4/1~ 施行



#### 呼吸用保護具によるばく露防止対策の徹底とは？

第3管理区分で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合、または改善措置を実施しても第3管理区分である場合の義務

- 1 個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる
- 2 呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認する（フィットテスト）
- 3 保護具着用管理責任者の選任（作業主任者の兼務不可）、作業環境管理専門家の意見の概要、改善措置、効果の評価結果を労働者に周知
- 4 措置の内容を所轄労働基準監督署に届け出る

参考：厚生労働省 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について (<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000987253.pdf>)

# 規制項目およびスケジュール一覧

規制項目		2023.4.1～	2024.4.1～
化学物質管理体系の見直し	リスクアセスメント実施義務対象物質の追加		順次追加
	リスクアセスメント対象物のばく露を最小限にする（基準値以下にする）	義務	
	リスクアセスメント対象物以外のばく露を最小限にする	努力義務	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止	努力義務	義務
	リスクアセスメント結果等の記録		義務
	がん原性物質の作業記録	義務	
	衛生委員会付議事項の追加	義務	
	がん等の遅発性疾病の把握強化	義務	
	労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示		適用
	リスクアセスメントに基づく健康診断等		義務
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任		義務
	雇い入れ時等教育の拡充		適用
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	適用	
情報伝達の強化	SDS等による通知方法の柔軟化	2022.5.31より適用	
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確定と更新	義務	
	SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化		義務
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	義務	
	化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化	義務	
管理水準が良好な事業場での個別規制の適用除外			義務
特殊健康診断の実施頻度の緩和			義務
第三管理区分事業場の措置強化			義務



3Mのウェブサイトにもより詳しい情報を掲載しています。

[http://go.3M.com/PSD\\_risk\\_assessment](http://go.3M.com/PSD_risk_assessment)



3Mでは法令改正やフィットテスト、適切な保護具の選択などについてオンラインセミナーを実施しています。ご興味のある方はご覧ください。最新のセミナー情報についてはお問合せください。

[http://go.3M.com/PSD\\_online\\_seminer](http://go.3M.com/PSD_online_seminer)



厚生労働省のウェブサイトに詳細が記載されていますのでご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)



その他不明な点に関してはカスタマーコールセンターおよびウェブサイトよりお問合せください。

[http://go.3M.com/PSD\\_contact\\_us](http://go.3M.com/PSD_contact_us)

本カタログに記載される製品の各種数値は参考値であり、保証値ではありません。仕様及び外観は、予告なく変更されることがありますのでご了承ください。本書に記載してある事項、技術上のデータ並びに推奨は、すべて当社の信頼しているアンケート・実験に基づいていますが、その正確性若しくは完全性について保証するものではありません。使用者は使用に先立って製品が自己の用途に適合するか否かを判断し、それに伴う危険と責任のすべてを負うものとし、売主及び製造者の義務は、不良であることが証明された製品を取り替えることに限定され、それ以外の責任は負いません。本書に記載されていない事項若しくは推奨は、売主及び製造者の役員が署名した契約書によらない限り、当社は責任を負いません。

3Mは、3M社の商標です。



スリーエム ジャパン株式会社  
安全衛生製品事業部  
<http://go.3M.com/psd>

Please Recycle. Printed in Japan.  
© 3M 2023. All Rights Reserved.  
OHS-1573-A

カスタマーコールセンター

製品のお問い合わせはナビダイヤルで

**0570-011-321**

9:00～17:00/月～金（土日祝年末年始は除く）